

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

各 位

さいたま市 P T A 協議会

会長 和田 洋樹

当協議会元会長の判決を受けた当協議会の対応について

本日、さいたま市 P T A 協議会（以下、「当協議会」）において発生した横領事件（以下「本件」）に関し、元会長であった人物に対する 3 年の実刑判決が言い渡されました。

令和 6 年度定期総会において元会長に対する除名処分と「一切関わりを持たないこと」を決議しました。この決議は、協議会の信頼維持・会員の安全確保を目的とする組織運営上の措置です。これに基づき、今後とも当協議会の役職員への一切の接触を固くお断りすることとしています。必要に応じて関係機関と連携のうえ、当協議会の健全なガバナンスの維持と、関係者の安全確保に万全を期してまいります。